

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和6年11月8日（金）
午後2時00分から午後2時22分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名（現に在任する委員 24名）

議長（会長） 12番 桑田 誠（会議規則第7条）

出席委員数 20名

【1番】矢野 丈一	【2番】渡邊 節夫	【3番】八木 良太	【4番】岡林 興通
【5番】井出 秀司	【6番】高宮 出		【8番】益田 志郎
【9番】竹田 清隆		【11番】越智 信彦	【12番】桑田 誠
【13番】青木 久子	【14番】越智 千保子	【15番】新居田 守	
【17番】村上 晋太郎		【19番】河野 哲也	【20番】白石 義廣
【21番】藤原 清久	【22番】藤井 進也	【23番】木村 誠	【24番】近松 安文

欠席委員数 4名

【7番】近藤 徹也	【10番】渡部 弥栄	【16番】渡部 正義	【18番】岡田 勝利
-----------	------------	------------	------------

4. 議事に関与する職員

局長	砂田 征典
次長	新居田 伸一郎
主事	松原 圭
主事	八木 悠斗

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 53 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について (受付番号 1~5)

議案第 54 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について (受付番号 1~16)

議案第 55 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について (受付番号 1~2)

議案第 56 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について (受付番号 1~7)

議案第 57 号

農業振興地域整備計画変更 (除外) について (受付番号 1)

議案第 58 号

農用地利用集積計画関係について (受付番号 : 通常利用権 1 ~128
期間借地 1~2)

報告第 30 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について (受付番号 1~8)

報告第 31 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (受付番号 1~4)

報告第 32 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (受付番号 1)

6. 議事録

事務局	<p>定刻が参りましたので、ただ今から「令和6年度 第8回総会」を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、委員24名中20名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、桑田会長により進めていただきます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から「令和6年度 第8回総会」を開会いたします。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願いたします。</p> <p>まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。</p> <p>今回は、議事録署名人に【6番】高宮 出、【19番】河野 哲也 委員の両委員を私から指名させていただきます。</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第53号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。</p> <p>議案第53号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。</p> <p>[受付番号1] 申請地は波方町樋口にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は190㎡でございます。</p> <p>[受付番号2] 申請地は吉海町本庄にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は1,690㎡でございます。</p> <p>[受付番号3] 申請地は宮窪町友浦にある農地11筆で、登記地目は田、畑、面積は合計7,257㎡でございます。</p> <p>[受付番号4] 申請地は大三島町肥海にある農地4筆で、登記地目は田、畑、面積は合計1,607㎡でございます。</p> <p>[受付番号5] 申請地は関前岡村にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は1,229㎡でございます。</p>

ます。

続きまして、議案書1ページの合計は、5件、18筆、面積11,973㎡となっております。地元委員さん1～3名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当しており、非農地であるとの意見でありました。以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第54号についてご説明いたします。
議案書2ページをご覧ください。

[受付番号1]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は3筆で、地目はいずれも田、面積は合計3,430㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、使用貸借権を設定しようとするものでございます。

[受付番号2]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は29㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号3]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は416㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 4]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は462㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 5]

譲受人は〇〇才の公務員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は207㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 6]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は123㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 7]

譲受人は〇〇才の無職の者、申請地は2筆で、地目は田、面積は合計1,262㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 8]

譲受人は〇〇才の農業兼会社員、申請地は1筆で、地目は田、面積は381㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 9]

譲受人は〇〇才の農業兼自営業者、申請地は2筆で、地目はいずれも田、面積は合計1,464㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 10]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目はいずれも畑、面積は合計716㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 11]

譲受人は〇〇才の主婦、申請地は1筆で、地目は畑、面積は36㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転

を受けるものでございます。

[受付番号 12]

譲受人は〇〇才の農業兼会社役員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は1,325㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 13]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は196㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 14]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は480㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 15]

譲受人は〇〇才のパート社員、申請地は1筆で、地目は樹園地、面積は550㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 16]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は樹園地、面積は584㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから32ページまでとなります。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
- ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
- ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
- ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
- ⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか

⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、
議案第 55 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、まず議案第 55 号について、ご説明いたします。
議案書 3 ページをお開きください。

[受付番号 1]

申請人は農業者 1 名、申請地は富田地区上徳の 1 筆で、地目は田、転用面積は 119 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が精米所を整備にあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人は、精米所を設置してみないかとの話を受け、周辺にコイン精米所がなかったことから、自宅にも近く目の行き届きやすい申

請地に精米所を整備し、コイン精米所を経営しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年10月15日で、許可日から令和7年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第2小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号2]

申請人は農業者1名、申請地は伯方地区木浦の1筆で、地目は畑、転用面積は合計417㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が倉庫の増築をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人は、鉄工業を営んでおり鋼材等の保管場所として倉庫を1棟保有しているが、その倉庫だけでは受注に応えられる鋼材等の保管容量を満たせず手狭で不便になったことから、既存倉庫に隣接する申請地に倉庫を増築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年10月15日で、許可日から令和7年3月30日までに事業を完了する予定となっております。

続きまして、議案第56号について、ご説明いたします。

議案書4ページをお開きください。

[受付番号1]

譲受人は太陽光発電施設の設置及び管理等を営む法人、譲渡人は農業者2名、申請地は近見地区石井の5筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計2,405㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようと

するものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年10月15日で、許可日から令和7年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2]

譲受人は機械部品の切削、研削加工等を営む法人、譲渡人は会社役員1名、申請地は近見地区大浜の1筆で、地目は畑、転用面積は247㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が工場の敷地拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は事業規模拡大に伴い導入する機械類の数が増え手狭で不便になったことから、自社工場に隣接し作業効率の高い申請地を、譲渡人から使用貸借して工場を増築することにより、工場敷地の拡張をしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年10月15日で、許可日から令和6年12月28日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第1小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号3]

譲受人は土木建築業等を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は乃万地区神宮の2筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計654㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、農用区域内農地ではありますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が受注した工事のために必要な工事作業場及び資材置場を確保するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、受注した工事現場内では作業や資材を置くスペースが不足していることから、申請地を譲渡人から賃貸借し、露天工事作業場及び露天資材置場として一時的に使用しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年10月15日で、許可日から令和7年7月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 4]

譲受人は不動産業及び土木建築業等を営む法人、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は富田地区松木の 2 筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計 657 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は事業拡大に伴い土木建築用資材の置場が必要となったものの、現在自社では資材置場を有していないことから、申請地を譲渡人から購入し、資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 6 年 10 月 15 日で、許可日から令和 7 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 5]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は清水地区中寺の 1 筆で、地目は畑、転用面積は 272 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地であるため、第 1 種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが、結婚して家財道具も増え手狭で不便になったことから、申請地を譲渡人から使用貸借し、農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 6 年 10 月 15 日で、許可日から令和 7 年 5 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 6]

譲受人は農業生産及び農産物の仕入、加工等を営む法人、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は玉川地区龍岡上の 1 筆で、地目は田、面積は 445 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目

的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は自らが勤める法人が運営する店舗等への来客が増加し、来客用駐車場が不足していることから、譲渡人らから申請地を購入し、露天駐車場を整備して、自らが勤める法人に無償で貸付けしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年10月15日で、許可日から令和6年12月28日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号7]

譲受人は会社役員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は菊間地区浜の1筆で、地目は畑、転用面積は301㎡でございます。

この申請地は非線引用途地域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は代表を務める法人の従業員用福利厚生施設として現在居住する建物を使用することとしたことから、譲渡人らから申請地を購入し、隣接する一体利用地を含めて農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年10月15日で、許可日から令和7年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

それでは、手元にお配りしております農地法第4条及び第5条の許可と事業計画変更に係る申請書ごとの要件確認書ですが、33ページ以降をご覧ください。それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか

- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。
なお、議案第 56 号の受付番号 3 と 5 は、申請地が農用地及び第 1 種農地の転用に係る案件でありますので、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 続きまして、議案第 57 号 農業振興地域整備計画変更(除外)について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 57 号について、ご説明いたします。

議案書 5 ページをご覧ください。

議案第 57 号は、農振農用地区域からの除外について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[受付番号 1]

申請者は、転用者が養鶏場の敷地拡張に土地を供するため、朝倉地区朝倉下の申請地 3 筆を農用地区域内農地から除外しようとするものでございます。

本件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第 2 号

から第5号までの各要件も満たしております。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、
議案第58号 農用地利用集積計画関係について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。本日、お手元にお配りしておりますA3版の議案書をご覧ください。議案書1ページから13ページの議案第58号は、農用地利用集積計画関係についてでございます。この議案は、今治市長から農用地利用集積計画の決定を求められています。
今治市全体の計画が、新規48件、更新80件、期間借地2件、合計130件、面積は259,359.5㎡でございます。要件につきましては、市の農林水産課が確認の結果、問題ないとの報告を受けております。それぞれの小委員会で内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見ではありますが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということによろしいでしょうか。

全員 (異議なし)

議長 | それでは原案どおり決定いたします。

議長 | 続きまして、
報告第 30 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 31 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
報告第 32 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 | それではご説明いたします。
議案書 6 ページから 7 ページの報告第 30 号 農地法第 3 条の 3 の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は 8 件の届出がありました。すべて、取得事由は相続であり、権利内容は所有権でありました。
議案書 8 ページの報告第 31 号 農地法第 5 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は 4 件の届出があり、合計面積は 1,357 m²でありました。
報告第 31 号につきましては、各小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。
なお、報告第 30 号から第 31 号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。
続きまして、議案書 9 ページの報告第 32 号は、農地法第 18 条第 6 項の通知でございます。
今月は 1 件の届出があり、面積は 213 m²でありました。反対給付は、すべて「なし」となっております。
以上で説明を終わります。

議長 | 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 | (意見、質問なし)

議長 | 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 | それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全員 | (意見なし)

議長 | 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でし

た。